資本関係又は人的関係がある者(以下「関係する会社」という。)同士の同一 入札への参加を制限する運用基準

1 趣旨

この基準は、公正、公平な競争入札が阻害されるおそれがある入札の未然防止を図るため、関係する会社同士に対し、同一の入札への参加を制限するために必要な事項を定めるものとする。

2 適用する入札

市が行う建設工事の一般競争入札に適用する。

- 3 入札を無効とする「関係する会社」の基準
- (1) 市長は、入札公告日から入札書提出期間の末日までの間に、次のアからウのいずれかに該当する場合は、該当する者を関係する会社同士と判断する。

ア 資本関係が次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合

- (ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(イ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ。)の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

会社法第2条(抜粋)

- (3) 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社が その経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。
- (3) の2 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 子会社

- 口 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの
- (4) 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している 法人として法務省令で定めるものをいう。
- (4) の2 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - イ 親会社
 - 口 株式会社の経営を支配している者(法人であるものを除く。)として法務省令で 定めるもの

会社法施行規則第2条第3項(抜粋)

3 (2) 会社等 会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。) その他これらに準ずる事業体をいう。

会社法施行規則第3条第2項(抜粋)

2 法第2条第4号に規定する法務省令で定めるものは、会社等が同号に規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等とする。

イ 人的関係が次の(ア)、(イ)又は(ウ)のいずれかに該当する場合

ただし、(ア) については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 1 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査 等委員である取締役
 - (2) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (3) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (4) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により、 業務を執行しないこととされている取締役
- 2 会社法第402条第1項に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により、業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- 4 組合の理事
- 5 その他業務を執行する者であって、1から4までに掲げるものに準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。) を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

- (ア) 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合
- (イ) 一方の会社等の役員又は代表権を有する者が、他方の会社等の役員と夫婦、親子の関係にある場合
- (ウ) 一方の会社等の代表権を有する者から契約権限を委任された者(以下「受任者」 という。)が、他方の会社等の役員又は受任者を現に兼ねている場合
- (エ) 一方の会社等と他方の会社等の営業所が一棟の建物内の同室にある場合
- (オ) その他上記ア、イ及びウの(ア)から(エ)までと同等なものと市長が判断した場合

(2) 特別共同企業体の場合において、同一の特別共同企業体の構成員同士、他の特別共同企業体との構成員同士又は特別共同企業体の構成員と単体企業が上記(1)の関係する会社同士の場合は、当該構成員を含む特別共同企業体を上記(1)の関係する会社とみなす。ただし、市長が高度な技術を要する等の工事として、入札公告等において、同一の特別共同企業体の構成員同士の参加を認める場合を除く。

4 関係する会社が入札に参加した場合の取扱い

- (1) 上記3の関係する会社同士が同一入札に参加した場合は、公正かつ公平な競争入札が阻害されたおそれがある入札と判断し、これら関係する会社が行った入札を無効とする。ただし、入札書提出後から開札までの間に市長に辞退届の提出があり、開札時点において、関係する会社同士の同一入札への参加状態が解消されている場合は、この限りでない。
- (2) 関係する会社同士の同一入札への参加等がある場合において、辞退する者を決める ために限り、当事者間で連絡を取ることは差し支えないものとする。

5 公告等への記載等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格は、上記3(1)及び(2)以外の者であることを 入札公告等に明示する。
- (2) 関係する会社同士の行った入札は、無効とする旨を入札公告等に明示する。

6 関係する会社同士の判断方法

- (1) 一般競争入札(事前審査型)
 - ア 入札参加申込書に淡路市制限付一般競争入札実施要綱(平成20年淡路市告示第44号)。以下「実施要綱」という。)第7条第1項第4号に定める市長が必要と認める資料として、「資本関係又は人的関係確認書」(別記様式)(以下「確認書」という。)を添付して提出を求めるものとする。
 - イ 関係する会社同士から同一入札への参加申込みがあった場合は、入札に参加する 者に必要な資格がない旨の通知を行い、入札参加を認めないものとする。
- (2) 一般競争入札(事後審查型)
 - ア 市長は、落札候補者が提出した確認書に記載された関係する会社が当該入札に参 加しているか否かを確認するものとする。
 - イ 上記アにおいて、落札候補者が提出した確認書に記載された関係する会社が同一 入札に参加していた場合は、落札候補者の確認書に記載され、かつ、同一入札に参加 した関係する会社からも確認書の提出を求めることができる。
 - ウ 上記ア及びイの確認において、関係する会社同士の同一入札への参加したものと 市長が判断した場合は、当該関係する会社同士の入札(該当する複数者の入札)を無 効とする。
- (3) 上記(1)及び(2)において疑義が生じた場合は、市長は、入札参加者の全部又は一部の者に対し、追加資料の提出、事情聴取等を行うことができる。

7 競争入札参加資格審査申請及び名簿登録

- (1) 関係する会社がある場合は、淡路市競争入札参加資格審査申請及び変更申請において、市長が別に定める時期に申請しなければならない。
- (2) 上記(1)の申請があった場合は、市長は、関係する会社の有無を確認し、淡路市 競争入札参加資格者名簿に登録するものとする。

8 確認書の変更

- (1) 確認書の提出時点で関係する会社同士でなかった者が入札書提出までに関係する 会社同士となった場合は、当該者は、直ちに新たな確認書を持参又はファクシミリ等 で提出しなければならない。
- (2) 上記(1)の場合は、新たに提出された確認書により、上記3(1)の判断を行う。

9 確認書への虚偽記載

- (1) 契約締結前に確認書の記載内容に虚偽(以下「虚偽記載」という。)が判明した場合は、当該複数の者のした入札を無効とし、当該複数の者のうちの一者が落札候補者 又は落札者に決定した場合は、その資格を取り消すものとする。この場合において、 落札候補者の資格を取り消した場合の入札手続は、実施要綱によるものとする。
- (2) 契約締結後に虚偽記載により関係する会社に該当する複数の者(以下「基準該当者」という。)が同一入札に参加したことが判明した場合は、同一入札に参加した全ての基準該当者を淡路市指名停止基準に関する規程(平成17年淡路市訓令第21号)に基づき指名停止(別表第1第1項(虚偽記載))の対象とする。

附 則(令和5年3月13日決裁)

- 1 この運用基準は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までに公告された入札については、なお 従前の例による。